重要事項説明書（居宅・介護予防サービス）

1　居宅・介護予防サービスの目的

居宅・介護予防サービスは、要介護・要支援の状態にあるお客様との契約により、お客様の心身の状態等に応じた適切な居宅サービス計画・介護予防サービス計画の作成を行い、作成された居宅サービス計画・介護予防サービス計画に沿って指定介護サービス等の提供が確保されるよう、サービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ることを目的とします。

2　事業所の概要

（1）事業所の概要

事　業　所　名	株式会社　たんぽぽ　　ケアセンターぽぽ
介護保険指定番号	２３７１４００４９６
所　在　地	名古屋市緑区六田１丁目１９２
電　話　番　号	０５２－６２１－６１４０（直通）
Ｆ　Ａ　Ｘ　番　号	０５２－６２９－０５５２

（2）事業所職員体制等

職　　種	人　　員
管　理　者	１名（常勤、主任介護支援専門員と兼務）
介護支援専門員	4名（常勤3名、内1名管理者と兼務、非常勤1名）
事務員	１名（非常勤１名）

（3）営業時間

区　　分	平日　祝日
居宅介護支援 介護予防支援	8：30～17：00

休日：　原則として土曜日・日曜日・年末年始 12 月 30 日～1 月 3 日

3　居宅介護支援・介護予防支援の申し込み（ケアセンターぽぽ窓口又は自宅）から居宅サービス・介護予防サービスが提供されるまでの流れとその主な内容

（1）　居宅介護支援・介護予防支援の申し込み

重要事項説明書をお渡し、内容を確認いただきます。

（2）　契約の締結

契約を締結します。所定の書類を市へ届け出ます。

（3）　状態の把握（アセスメント）

認定調査結果、主治医意見書及び基本情報などを基に、担当の介護支援専門員がお客様やご家族に面接し、抱えておられる問題点や解決すべき課題を分析します。

（4）　居宅サービス計画・介護予防サービス計画原案の作成

アセスメントの結果をもとに、どのような支援が必要かを検討し、居宅サービス計画・介護予防サービス計画原案を作成します。サービス提供事業者を選定していただきます。

（5）　サービス担当者会議の開催

関係するサービス提供担当者を集め、サービス計画原案について検討します。お客様の希望や心身の状況等を考慮し、居宅サービス・介護予防サービスの目標とその達成時期、サービスの種類、内容、料金等を決定します。

（6）　居宅サービス計画書・介護予防サービス計画書の交付

検討されたサービス計画の内容についてご確認、ご了承いただきます。その上で、居宅サービス計画書・介護予防サービス計画書をお渡しします。

（7）　居宅サービス・介護予防サービスの提供

居宅サービス計画・介護予防サービス計画に位置づけられたサービスが各々のサービス事業者より提供されます。

（8）　状況の把握（モニタリング）

居宅サービス計画・介護予防サービス計画の実施状況の把握につとめ、定期的に評価を行い、必要に応じて居宅サービス計画・介護予防サービス計画の変更を実施します。

（9）　介護保険サービスの利用実績を確認します。

（10）介護報酬請求

介護報酬の請求事務などを行います。

4　当事業所の居宅介護サービス・介護予防サービスの方針

（1）　事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定のサービス事業者に偏ることのないよう公正中立に実施させていただきます。

（2）利用者の求めに応じてサービス提供記録を開示させていただきます。

（3）事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、介護保険施設、医療機関等との連携に努めます。

（4）利用者は当事業所に対して複数のサービス事業者等を紹介するよう求めることができます。

また、居宅サービス計画・介護予防サービス計画に位置づけたサービス事業者等について、その位づけた理由を求めることができます。当事業所の居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用状況は別紙のとおりとなります。

5　虐待防止について

当事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（1）　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っています。

（2）虐待の防止のための指針を整備しています。

（3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しています。

（4）上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置いています。

6　利用料金

厚生労働大臣が定める基準による居宅介護支援または介護予防支援利用料（居宅介護支援費または介護予防

支援費及び各種加算）を請求します。

当事業所は特定事業所加算（Ⅲ）を適用しております。

【加算名称】特定事業所加算Ⅲ・初回加算・入院時情報連携加算Ⅰ・Ⅱ・退院退所加算Ⅰ～Ⅲ

ターミナルケアマネジメント加算・通院時情報連携加算・緊急時等居宅カンファレンス加算

但し、ご利用者が要支援１・２　要介護 1～5 に該当の場合はご利用者負担はありません。

介護保険料の未払い者は償還払いとなります。

7　緊急時の電話連絡先　０９０－４４４０－１３００

8　相談窓口及び苦情対応

当社でのサービスに関する相談や苦情の窓口は、次の窓口で対応いたします。

当事業所苦情相談窓口	電話番号　０５２－６２１－６１４０（直通） ＦＡＸ番号　０５２－６２９－０５５２ 相談責任者　主任介護支援専門員　小久保　ふみ子

当社以外に、市町村の相談・苦情窓口や国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

国民健康保険団体連合会 介護保険室	所在地　名古屋市東区泉１丁目６番５号 電話番号　０５２－９７１－４１６５ ＦＡＸ番号　０５２－９６２－８８７０ 対応時間　午前９時より午後５時まで（平日）
名古屋市健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課指導担当	所在地　名古屋市中区三の丸三丁目１番１号 電話番号　０５２－９５９－３０８７ ＦＡＸ番号　０５２－９５９－４１５５ 対応時間　午前８時４５分より午後５時１５分まで（平日）

9　当社の概要

名　　称　：　株式会社　たんぽぽ
代　表　者　：　代表取締役　　三溝　恵
電話番号　：　０５２－６２９－０５５３
FAX 番号　：　０５２－６２９－０５５２
業務の内容　：　居宅介護支援・介護予防支援
訪問介護・予防専門型訪問サービス
地域密着型通所介護
予防専門型通所サービス・ミニデイ型通所サービス・運動型通所サービス
相談支援

令和　　年　　月　　日

サービスの締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

事業者　所在地　名古屋市緑区六田１丁目 192
名　称　株式会社　たんぽぽ
説明者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

サービスの締結に当たり、上記のとおり説明をうけ、同意しました。

利用者　住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

代理人　住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　続柄＿＿＿